

## 福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 福岡市が管理する漁港における放置艇解消のため、福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (有識者会議の目的)

第2条 有識者会議では、次に掲げる事項について、委員から参考となる意見を収集するものとする。

- (1) 漁港に係留されている放置艇の現状及び原因に関すること
- (2) 漁港の適正管理に向けた今後のプレジャーボートの管理に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 有識者会議は、学識経験者及び専門家のうちから、市長の委嘱する委員をもって組織する。

2 有識者会議には会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

3 会長は、有識者会議を主宰し、有識者会議の議事進行を行う。

4 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和8年3月31日までとする。

### (会議)

第5条 有識者会議は、市長が招集する。

2 市長は必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第6条 有識者会議は、原則公開とする。ただし、有識者会議の内容が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条各号に掲げる情報に関するものであるとき又は有識者会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

2 有識者会議の傍聴にかかる手続その他傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### (守秘義務)

第7条 委員及びその他有識者会議に出席した者は、有識者会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後もまた同様とする。

### (庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、福岡市農林水産局総務農林部政策企画課において行うものとする。

## 資料 2

(その他の事項)

第9条 この要綱の実施について新たに必要が生じた事項は、市長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年8月27日から施行し、令和8年3月31日をもってその効力を失う。